同朋大学大学院学位論文審査並びに最終試験に関する規程

第１条　修士論文は、広い視野に立って精深な学識を備え、かつその専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有することを立証するに足るものでなければならない。また博士論文は、研究者として独創的研究で、高度な研究能力と、その基礎となる幅広い豊かな学識を有するに足るものでなければならない。

第２条　人間学研究科仏教人間学専攻における修士論文は、本学指定のＡ４判用紙を用い、１枚あたり1,200字に設定し、50枚以上65枚以内とする。また同朋大学大学院学則第17条第2項に定める博士後期課程修了者の博士論文は、本学指定のＡ４判用紙を用い、同様に85枚以上100枚以内とし、同第18条第4項に定める博士論文は、特に字数を定めず、印刷刊行された学術書等でも可とする。

⑵欧文または手書きの場合、研究科長の指示に従うこととする。

第３条　修士論文及び同朋大学大学院学則第17条第２項に定める博士論文は、12月１日から12月10日までの期間内に、事務部を経て研究科長に提出しなければならない。ただし、締切日が休日の場合は、翌事務部開室日までとする。

第４条　最終試験は論文を中心として、口述又は筆記により行う。

第５条　論文の審査日程及び最終試験の日程については、研究科委員会において決定し、これを公示する。

第６条　論文に関する審査については、同朋大学学位規程による。

第７条　論文が未提出の場合、また不合格と判定された場合は次年度の６月末日までに提出し、最終試験並びに審査に合格すれば９月末日付をもって修了を認める場合もある。

第８条　この規程の改廃は、学長が行う。

附　則

この規程は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 20 年 11 月 20 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2020年４月１日から施行する。ただし、2019年度以前に文学研究科博士前期課程・博士後期課程及び人間福祉研究科人間福祉専攻修士課程に入学した者は、なお従前の規程による。

附　則

この規程は、2022年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2024年４月１日から施行する。ただし、2023年度以前に人間学研究科博士前期課程・博士後期課程に入学した者は、なお従前の規程による。